

【本稿について】

本資料は、2002-2003年に雑誌『Anifa』へ寄稿した際の執筆元原稿をPDF化したものです。出版社での編集・調整を経る前の原稿であるため、実際の掲載内容とは一部表記が異なる場合があります。また、内容は執筆当時の情報に基づいています。

移入種

●日本

日本国内での現行の法規制に基づく輸入規制対象動物は、サル（出血熱）、プレーリードッグ（ペスト）、イヌ・ネコ・キツネ・スカンク・アライグマ（狂犬病対策）のみで、いずれも明確な危険性が立証できた動物のみである。

中でもプレーリードッグは平成15年3月1日から輸入禁止になったばかりのほやほやである。

発端は、平成14年10月18日。最大輸入国の米国から「野兎病に感染した疑いのある約200匹が輸出された」と連絡が入ったからだった。

サルが1999年輸入禁止になったのも、致死率が高いエボラ出血熱やマールブルグ病の侵入を防ぐためであり、動物愛護の観点や日本の生態系保護の観点からではない。

厚生労働省内に、感染症対策の面から動物の輸入を管理するグループが出来、平成15年2月に出ている報告では、安全性強化の面から輸入届出制度等（衛生証明書の添付も含む）の新設が必要ではないかなどの意見が出ており、近い将来、規制が強化される可能性が強い。しかし、これは生態系を守るためにの措置というよりは、動物から人へ感染する病気から人間を守るための措置である。

しかし明るいきざしもある。

環境省では、専門委員会を設置。昨年レポートを作成。移入種規制の観点から規制が必要との検討をしている。

参考 URL : <http://www.env.go.jp/nature/report/h14-01/index.html>

●オーストラリア

オーストラリアでは、100万を超える種があると言われています。そのうち、植物（顕花植物）の85%、哺乳類の84%、鳥類の45%、89%の魚類がオーストラリア特有の種であるとされています。

オーストラリアでは、これらの多種多様な生態系を守るため、世界一とも言われている厳しい輸出入の規制がなされています。

動物の輸出入は、環境保護および生物多様性法（仮訳：EPBC - Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999）により、大変厳しく規制されており、これに違反した場合、重い罪に問われるということが、環境省のHPにもわざわざ記載されています。

基本的には、動物実験用、展示用などの動物や特例を除き、商売用の許可はありません。オーストラリアへ申請せずに輸入できるのは、たった15種類、インド雄牛、国内の牛、らくだ、犬、山羊、モルモット、ろば、ろばと馬のかけあわせた動物、馬、猫、マウス、羊、ブラウン・ラット、ブラック・ラット、豚です。

それ以外の動物を輸入する場合は認可されなければなりません。

しかし、オーストラリア大使館の検疫の方のお話では、それは事実上、無理だといえるほど難しいそうです。

参考 URL : <http://www.ea.gov.au/biodiversity/trade-use/permits/index.html>

<http://www.ea.gov.au/about/search.php?term=Animals>

<参考記事 その1>

●国内生態系の破壊防ぐ 移入種規制を検討——環境省(毎日中学生新聞 2003.1.29)

<参考記事><その2>

動物から人間にうつる“人獣共通感染症” 多くの野生動物、検疫なしで輸入